

坂本区、与川内区の皆様へ

タクシー運賃助成改正のお知らせ

令和3年4月1日から変更をしました。

(勝浦町路線バス運行廃止区間移動支援助成事業)



1. 改正による変更内容

- (1) 四輪自動車を運転されない方を対象とする変更をします。
※ 二輪自動車を運転される方は対象になりません。
- (2) 停留所別に算定する助成額に変更しました。
申請する停留所の区間で算定した助成上限額に変更します。
※ 申請停留所区間助成額一覧表をご覧ください。
- (3) 助成対象期間を4か月に変更します。
申請を4か月ごとに変更することで申請者の負担を軽減します。
- (4) 申請書の押印は不要とします。
申請書に署名いただくことで、印鑑は不要とします。

2. 助成制度の説明

(1) 助成概要

お買い物、病院、金融機関、高校などに通う目的で、徳島バスを利用されていた、坂本地区、与川内地区にお住いの自動車を運転されない方を対象に、バス運行廃止区間（黄檗上停留所から横瀬西停留所）を移動するため、協力タクシー業者（横瀬観光）を利用した場合にタクシー運賃の一部を助成します。

(2) 対象者

勝浦町に住民登録し坂本区、与川内区に現に居住し、四輪自動車の運転ができない方を対象にしています。

(3) 助成額

タクシー乗降場所に近い旧バス停留所の黄檗上から横瀬西までの乗車する区間ごとに算定した助成額のタクシーチケットをお渡しします。

申請停留所区間助成額一覧表の申請停留所区間別の金額になります。

3. 申請と交付

(1) 申請方法

申請する方は、勝浦町役場総務防災課へ健康保険証など本人確認のできる書類をお持ちいただき、申請書に住所、氏名、タクシーを利用する乗降場所に近い申請停留所名を記入し署名して提出をしてください。

(2) 申請期間

申請期間は、4か月になりますので、継続の場合は、再度申請が必要になります。

(3) タクシーチケットの交付

申請内容が助成対象であるかの確認をしてタクシーチケットを交付します。

4. 使用方法等

(1) タクシーチケット使用方法

協力タクシー会社（横瀬観光）へ電話予約をして、タクシーチケットを使用することを伝えてください。タクシーを利用し降車時にタクシー運賃未満の助成額のタクシーチケットを1枚渡してください。自己負担として、運賃から助成額を差し引いた金額をタクシー運転手へお支払いください。

(2) 使用時の注意点

① 使用できるタクシー業者

タクシーチケットは、協力タクシー業者（横瀬観光）だけでの使用になりますので、他のタクシー会社では使用することはできません。

② 使用できる乗車区間

タクシーチケットを使用できる区間は、タクシーに乗る場所又は降りる場所が坂本区、与川内区内である場合だけになります。

○ 使用できる乗車例

- ・坂本の内谷橋からタクシーに乗り、勝浦病院で降りた場合
（乗る場所が坂本区であるので使用可）
- ・勝浦町役場からタクシーに乗り、市ノ江中央橋で降りた場合
（降りた場所が与川内区であるので使用可）
- ・与川内の自宅からタクシーに乗り、坂本の親の家で降りた場合
（乗る場所も降りた場所も与川内区と坂本区で使用可）

× 使用できない乗車例

- ・勝浦病院から乗車し小松島市内の病院で降りた場合
（乗る場所も降りた場所も坂本区、与川内区以外で使用不可）
 - ・道の駅ひなの里から乗車し横瀬商店街で降りた場合
（乗る場所も降りた場所も坂本区、与川内区以外で使用不可）
- ③ 有効期限日を過ぎたタクシーチケットは使用できません。
- ④ 同居の方は、同時に複数人で乗車する場合は1枚だけの使用になります。
- ⑤ 勝浦町高齢者移動支援助成事業タクシーチケットを同時に使用できます。
- ⑥ 横瀬西停留所から徳島市方面、黄檗上停留所から上勝町方面への乗車運賃は自己負担になります。

5. 事業実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

※当面の措置として実施します。

6. お問合わせ先

勝浦町 総務防災課 担当 岡本重男

☎ 固定電話 0885(42)2511

IP電話 050-3438-7148

